制 定 平成15年9月10日 規則第13号 最終改正 令和 5年3月31日

(趣旨)

第1条 大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「法」という。) 第6条の規定において準用する同法第5条第2項の規定に基づく、核融合科学研究所に おける研究教育職員の任期については、この規則の定めるところによる。

(任期を定める研究教育職員の職及び任期)

第2条 任期を定めて任用する研究教育職員の研究教育組織,職,任期及び再任に関する 事項は、別表に定めるとおりとする。

(育児休業等を取得する場合の任期の延長の取扱い)

- 第3条 任期を定めて任用する研究教育職員が、前条で定める別表の任期の期間内に、第 1号から第5号に掲げる休業又は休暇等を取得する場合並びに第6号の期間を有する場 合(以下「育児休業等」という。)は、当該研究教育職員の申し出により、育児休業等 の期間の範囲内で任期を延長することができるものとする。
 - 一 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員育児休業等規程(平成16年自機規程 第6号)第2条に定める育児休業
 - 二 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員介護休業等規程(平成16年自機規程 第7号)第2条に定める介護休業
 - 三 業務上又は通勤途上による傷病に起因する,大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員勤務時間,休暇等規程(平成16年自機規程第5号。以下「規程」という。) 第20条第1項に定める病気休暇
 - 四 規程第21条第1項第6号及び第7号に定める産前・産後休暇
 - 五 業務上又は通勤途上による傷病に起因する,大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則(平成16年通則第2号)第11条第1項第1号に定める病気休職
 - 六 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 URA 職員就業規則 (平成25年通則第6号) に定める URA 職員
- 2 前項の取扱いは、当該職員の任期の期間内に、前項各号の育児休業等の期間が通算して90日以上となる場合に適用するものとする。

(同意)

第4条 任期を定めて研究教育職員を任用する場合は、文書により、任用される者の同意 を得なければならない。

(再任評価)

第5条 任期を定めて任用された研究教育職員の再任に当たっては、別に定める再 任評価を行うものとする。

(周知)

- 第6条 この規則を定め、又は改正したときは、速やかに周知を図るものとする。 (雑則)
- 第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、核融合科学研究所長が別に定める。 附 則(平成15年規則第13号)

- 1 この規則は、平成15年9月10日から施行し、平成16年4月1日以降に採用、昇 任及び他の機関からの人事異動(以下「採用等」という。)により任用される者につい て適用する。
- 2 任期を定めて採用等された研究教育職員が、核融合科学研究所内で配置換により異動した場合の任期は、その者の残任期間とする。

附則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。
- 2 この規則の施行日の前日において、改正前の規則の適用を受けていた助教授が、准教 授となる場合の任期は、その者の残任期間とする。
- 3 この規則の施行日の前日において、改正前の規則の適用を受けていた助手が、助教又は助手となる場合の任期は、その者の残任期間とする。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年12月14日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成24年9月17日から施行し、同日以降に任用される者について適 用する。
- 2 この規則の施行日の前日までに再任された者は,第5条の規定にかかわらず,現 在の任期満了後に任期を定めず再任するものとする。

附即

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。
- 2 この規則の施行日以前から引き続き在職する研究教育職員のうち、平成24年 9月16日までに再任された者は、第5条の規定にかかわらず、現在の任期満了 後に任期を定めず再任するものとする。
- 3 この規則の施行日以前から引き続き在職する研究教育職員のうち、施行日以後 に第5条の規定に基づき再任される者は、現在の任期満了後に任期を定めず再任 するものとする。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

研究組織	職	任期	再任に関する事項
(法第4条第1項第1号) 核融合科学研究所に置かれる 研究部	教 授 准教授 助 教	5年	再任可。 2回目の再任時には, 任期を定めずに任用。